

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

わが国の海難審判制度は、明治9年に布告された「西洋形商船船長運転手及機関手試験免状規則」において、海員審問制度が設けられたことによって始まり、海員懲戒法を経て、戦後の新憲法のもと海難原因を探究することを目的とした「海難審判法」が昭和22年公布（翌年施行）され、その後、IMOの船舶事故調査コードによる原因究明と責任追及を分離した事故調査の実施に関するSOLAS条約の一部改正が発効されることを見据えた海難審判制度の見直しが行われ、平成20年10月現行の海難審判法に改正されるとともに、海難審判庁の懲戒処分業務を引き継ぐかたちで国土交通省の特別の機関として改組されて海難審判所となり、本年度で17年目を迎えます。

海難審判所は、海難審判法に基づき、海難の発生を認知すると、同法に定められた準司法的な手続に則って、海事に関しての専門的な知識、経験を有する理事官及び審判官により海難の調査及び審判を行い、審理が行われた結果、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の故意又は過失によって発生したものであると認めたとき、裁決をもって懲戒の理由となる海難の原因とともに当事者が注意義務を果たさなかった事情などを特定して示し、海難の発生の防止に寄与することを目的として行政処分を行い、海上における安全、安心の一翼を担うことを任務とする機関です。

この度、令和6年1月から12月までにおける海難の調査と審判、裁決の状況と原因、海難防止の取り組みなど、海難審判所の活動状況を取りまとめ「令和7年版レポート海難審判」として発行し、海難の種類、船舶の種類、免許の種類、適用法令、発生水域、海難の原因等を整理した統計資料を収めるとともに、裁決書の中から、海難の発生の防止にとって特に参考となる事例を取上げ、参考図を用いて分かりやすく解説するなどして、事例ごとに得られる教訓を紹介しています。

国土の周囲を取り囲む海は、海上交通、漁業、海洋レジャーなどの活動の場として盛んに利用されており、計り知れない海からの恩恵を受けているところ、認知した海難件数はここ数年減少傾向にあります。漁船、モーターボート、水上オートバイ等の小型船舶については、依然として横ばい状態で、今後も海難防止のためには、継続的かつ効果的な取り組みが必要と考えられます。

本書が、船舶の運航に携わる皆さまをはじめ、海洋レジャーを楽しまれるなど海との関わりを持つ方々にとっても、他山の石として一読していただくことによって海難の発生の防止への一助となることを望みながら、今後とも、国民、海事関係者の皆さまからの信頼と期待に応えるよう、職員一丸となって業務の遂行に努める所存ですので、海難審判行政に対する皆さまのご理解、ご協力のほど賜りますようお願い申し上げます。

目 次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知、立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒等の状況	9
2 裁決における原因と航法	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 衝突海難における「航法」の判断	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	23